

東京都障害者施策推進協議会専門部会
(第1回)

平成23年7月25日

福祉保健局

(午後6時00分 開会)

○松矢部会長 定刻になりましたので、東京都障害者施策推進協議会の第1回専門部会を開催いたします。

私、前回専門部会の座長に選出されました目白大学客員教授の松矢でございます。最初、少しあいさつをさせていただきたいと思います。

私は前期のやはり専門部会の座長を務めさせていただきまして、そういうことの関係で今回もということだと思いますが、私はもう40年間ぐらい障害児教育の教員養成とそれから社会福祉士の専門養成、それから目白大では保育士の養成等にかかわってきまして、そういう人材養成ということと、それから国際障害者年以降、国連障害者の10年ということで国際障害者年日本推進協議会ができたときから政策委員の委嘱を受けたりして障害者運動を勉強させていただいてきました。それから、その後、日本障害者リハビリテーション協会の例えば総合リハビリテーション研究大会の常任委員というようなことで、そういう専門職の方々の勉強ということと一緒に学ばせていただいておりますが、その間、いろいろ障害者団体のリーダーの方々との交流もあり、そんなようなことで前回も選出されたのではないかというふうに考えておりますが、なるべく皆様方のご意見を反映しながら第3期の障害者福祉計画がよりよく充実したものになるように努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から資料確認等をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山口課長 それでは、本日はお忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席状況をまず最初にご説明さしあげます。本日、小澤委員、水野委員、宮本一郎委員からご欠席の連絡を受けております。また、本日は協議会の委員といたしまして、後ろの座席のほうに倉田委員、それから高橋儀平委員が傍聴にいらっしゃる予定でございます。なお、小川委員については、おくれて到着されるというご連絡をいただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、資料1、第六期の東京都障害者施策推進協議会の専門部会の委員名簿から資料10、第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方、それから参考資料の1、第五期の障害者施策推進協議会の提言、参考資料6、同行援護創設に伴う東京都の対応までとなっております。なお、配付資料について不備がございましたら事務局のほうにお申しつけいただければと考えております。

本協議会専門部会は審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきたいと考えております。本日は傍聴者の方もいらっしゃいますので、ご承知おきお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず初めに、副部会長の指名をしなければなりません。東京都障害者施策推進協議会専門部会設置要綱では、部会長に事故があるときは部会長が専門部会委員のうちから、あらかじめ指名する副部会長がその職務を行うと規定されております。この規定に基づいて、私から副部会長を指名させていただきませぬ。副部会長には、前期第5期から引き続き小川委員と今期第6期から委員に就任された小澤委員、きょうは小澤委員、残念ながら欠席でございますけれども、あらかじめご了解をいただいておりますので、このお二人をお願いしたいと思います。

それでは、小川委員については少しおくれることですので、ご出席いただいたところでごあいさつをいただきたいと思っております。よろしいでございましょうか。

(異議なし)

○松矢部会長 よろしく願いいたします。

それでは、ご了承いただいたということで、議事の二つ目、地域におけるサービス提供体制の整備についてに移りたいと思います。きょうは、この地域のサービス体制の整備ということで、なるべくいろいろ障害者団体からの委員の皆様方もどういうふうにごの間サービスが実際提供されてきたのか、なるべく多くの方々からその独自の団体とか、あるいはそれぞれのお立場から評価を聞かせていただきたいと思っておりますが、まず事務局から資料を説明していただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○山口課長 それでは、資料の3をごらんいただきたいと思っております。障害福祉計画に係る実績となっております。既に19日に開催されました総会におきましてご説明した資料と同じ内容となっておりますが、上から訪問系サービス、23年度の計画数値が一番右の欄になってございます。サービス量81万6,588に対しまして、22年度末実績、速報値ではございますが、サービス量69万4,519、利用者数は23年度計画1万4,758人に対して1万3,726人となっております。

そのほか、日中活動系サービス、生活介護から療養介護までの小計、それから旧体系、入所・通所分含めまして新旧合計欄をごらんいただきますと、23年度計画数値が3万2,354人に対しまして、22年度末実績は3万3,344人となっております。既に計画数値を上回っているというような実績数値でございます。

続きまして、短期入所、ショートステイでございますが、23年度の計画数値2万623人日に対しまして、22年度実績は1万9,970人日と。利用者数は23年度計画3,227人に対して、2,457人となっております。

そのほか、グループホーム、ケアホームにつきましては、計画数値23年度5,514人に対しまして、22年度実績利用者人数5,282人となっております。

1枚おめくりいただきまして、資料4をごらんいただきたいと思っております。資料4、地

域生活基盤の整備状況、これは定員数でカウントしておりますが、地域居住の場といたしましてはグループホーム及びケアホームの定員人数分を掲げてございます。23年度末の計画数値5,514人に対しまして、22年度末実績は4,916人となっております。日中活動の場の整備につきましては、通所施設などがございますが、23年度末計画数値3万2,354人に対しまして、22年度末実績は3万1,880人となっております。在宅サービスの充実といたしましては、ショートステイでございますが、23年度末目標値834人に対しまして、22年度末実績692人となっております。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして資料5でございます。5は各地域におけるサービス提供の状況でございます。1番から4番までございまして、それぞれ平成22年度の区市町村別訪問系のサービス量及び利用者数並びに日中活動系のサービス、短期入所、居住系サービス、それから地域生活支援事業の実施状況となっております。

なお、注意点に記載してございますように、訪問系サービスと地域生活支援事業につきましては、区市町村への聞き取り調査の結果によってございます。2番目の日中活動系サービス、3番目の短期入所及び居住系サービスにつきましては、事業者から東京都に指定の申請がされている状況により確認をしてございます。いずれも速報値となっておりますので、今後確定値とは異なる場合があるということもございます。各地域には各々地域の特性があるため、数値等により単純に比較できないということもございまして、御留意いただきたいと思っております。特に小規模の市町村等では、市町村の母数が少ないため、極端な数値というような異例値になる場合もございます。

資料をおめくりいただきまして、資料5の1枚目でございます。平成22年度の訪問系サービス量区市町村別一覧となっております。合計欄、サービス量といたしましては69万4,519時間、利用者人数といたしまして1万3,726人、1人当たりの月間サービス量といたしましては50.6時間/人となっております。

1枚おめくりいただきまして、続きまして日中活動系サービスでございます。区市町村別になってございますが、日中活動系サービスの定員数合計欄、都外を含みまして2万3,873人、新旧合計合わせまして旧体系と含めると定員数で3万1,880人となっております。

1枚おめくりいただきまして、続いて短期入所でございます。短期入所は区市町村別一覧合計欄、定員数692人となっております。グループホーム、ケアホームにつきましては、総計で定員4,916人となっております。

続いて1枚おめくりいただきまして、地域生活支援事業の実施状況となっております。一番上段の区市町村欄の次に地域自立支援協議会となっております。千代田区に丸がついているというのは、これは設置がされているというものでございます。区市町村の地域自立支援協議会の設置数は47となっております。以下、同様に相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業について、区市町村別の設置済みのところについて丸が付されていると

いう資料でございます。

続きまして、資料の6をごらんいただきたいと思います。障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン、平成21年度から23年度末までのプランとなっております。

1番といたしまして、地域居住の場の整備。身体、知的、精神の一般就労や地域生活への移行を進めるため、グループホームやケアホームなどの整備を促進します。3か年で1,640人の増を目標値としてございます。

2といたしまして、日中活動の場の整備といたしまして、生活介護や自立訓練、就労移行支援などの日中活動の場の整備でございます。今後、特別支援学校卒業生のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たなサービス事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場を整備、推進してまいりたいということで2,200人増を掲げてございます。

3といたしまして、在宅サービス、ショートステイの充実でございますが、障害者が身近な地域で利用したいときにショートステイを利用できるよう整備を促進するというもので、210人増の数値となっております。

下段のほうに、例えば通所施設を社会福祉法人が設置する場合といたしまして、本来の設置者負担の割合は4分の1となっておりますが、この平成21年度から23年度までの3か年プランにおきましては設置者負担の4分の1をさらに2分の1に特別助成するというものでございますので、結果として設置者の負担は8分の1となります。都の補助は8分の7補助ということでございます。このような手法を使いまして整備を促進していくという内容でございます。

続いて1枚おめくりいただきまして、資料7でございます。自立支援法ができて経過措置期間中でございます。新体系サービスへの移行状況、23年4月1日現在となっております。右欄が全国、真ん中が都内の欄でございます。上の段から身体障害者の更生援護施設の計といたしましては、移行前の施設数103に対して新体系移行数81ということでございますので、移行率78.6%。知的障害者の援護施設については、移行前311施設が新体系移行数260となっておりますので、移行率は83.6%。精神障害者社会復帰施設につきましては、移行前施設数101について新体系移行数が68、移行率は67.3%。全体の合計といたしまして、移行前が515、新体系移行が409、移行率は79.4%となっており、全国値の平均が70%を上回っております。

続きまして、資料の8をごらんいただきたいと思います。重症心身障害児の施設の設置状況でございます。下の欄に施設名、入所、通所と書いてございます。入所につきましては10カ所、定員で1,128人分を確保しておりまして、通所につきましては25カ所、428人の定員となっております。地域療育等支援事業につきましては、療育の相談や指導を行う事業となっております。6施設で現在行っているということで

ございます。それから、短期入所の定員については104名ということでございます。全体に23区26市13町村の施設別の番号がついているところが所在地となつてございますので、施設名とその番号を見てくださいと所在地が明らかになるというようなマップでございます。

続きまして、資料の9をごらんいただきたいと思います。資料の9は重症心身障害児（者）に対する支援の実施状況でございます。医療支援体制の充実によりまして、身近な地域での生活を支援する事業といたしまして重症心身障害児在宅療育支援事業を掲げております。目的については、ここに書いてございますようにNICU等に入院している重症心身障害児につきまして、在宅での生活を希望した際には円滑に移行できるよう、重心児とその家族への早期支援、相談を行うとともに、研修の実施などを通じた訪問看護ステーションの拡充や関係機関との連携強化により、重症心身障害児の支援の充実を図ってまいります。具体的な実施規模といたしましては、下段の一番欄に書いてございます重症心身障害児在宅療育支援センター1箇所の設置。訪問看護、延べ1万3,183人。訪問健康診査、延べ57人。基礎研修・レベルアップ研修、それから地域連携会議を開催して取り組んでいます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、重症心身障害児の通所事業の委託型と地域施設活用型並びに重症心身障害児通所委託受入促進員の配置の事業となつてございます。いずれも重度の知的障害及び肢体不自由の障害を重複して持っているお子さん・児童を施設に通所させて、家族とともに地域の社会の中で生活していけるような必要な療育を行うための施策でございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、障害者（児）ショートステイ事業（病床確保事業）並びにショートステイ事業の受入促進員配置、重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業でございます。これらの事業は、医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援ということで、23年度も予算計上いたしまして引き続き事業を実施しているということでございます。

説明につきましては資料9まで以上となつてございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、資料に沿って審議を始めたいと思いますが、たくさん資料がありますので、資料3、4、5、資料3のサービス量及び利用者数、資料4の整備状況、定員数、資料5の各地域の状況、区市町村別についてご意見、ご質問をまず最初にいただいて、また後半、15分間ぐらい質疑、意見交換をしていただきながら、次、資料6以降を進めていきたいと思つています。どうでしょうか、資料3から資料5までのところでご意見とか質問がございましたらどうぞ。なるべくサービスのこの間の行き渡り状況なので、そういう観点からひとつ委員の先生方、点検的なご意見をお願いします。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 何ページと言っていたんでしょうね。地域生活支援事業の中のその他事業と

いうのがございまして、日中一時支援事業というのがあります。簡単に言うとタイムケアというような仕組みなんですけど、うちの施設でもかなりの入所施設で受けたりしていたり、単独型があったりするわけなんですけど、多摩のほうであっても日中一時支援を実行していない市町村があるのがかなりありまして、使いたい方々がたくさんいらっしゃいまして、この辺の状況をぜひ次回で結構ですので、資料をつけていただくとありがたいです。

以上です。

○山口課長 それでは、事務局から今の委員の資料につきましては、次回以降、用意させていただきたいというふうに考えております。

○松矢部会長 ありがとうございます。それでは、どうでしょうか。

中西委員、どうぞ。

○中西委員 重度訪問介護のこの時間数なんですけれども、実際計画をしても速報値ではそれに達していないと。さらに来年は高い目標値を設定しているんですけれども、市町村の実態からいけば自立支援法以来、自立する人については新規の24時間介助が必要な人はほとんど拒否されている状況なんです、市町村では伸びようがない状況になっているんですね。やはり市町村負担がかなり重いためにこの部分、今、国庫負担基準が決められて8時間以上のサービスについての持ち分は市町村がほぼ4分の3持っているという状況なんですけれども、これは何か改善していく方法というのは、この計画をつくられた段階で考えられたんでしょうか。

○山口課長 今の中西委員のご質問についてなんですけど、重度訪問介護につきましては地域によって格差があるということではなく、各区市町村が個々の障害者の状況に応じまして必要なサービス量の集計を行ったという結果であるというふうに考えております。市町村部におきましては、そもそも重度訪問介護についての母数が少ないために、特に個々の障害者の状況がそのまま反映されているというような数値上の取り扱いがございまして。

その計画の策定当時に、こういった具体の対応策ということが想定されていたかというご質問につきましては、自立支援ということでもございましたので、その区市町村によって差が生じるということについての具体的な対応策みたいなものは、特にその時点で念頭において計画を策定したということではございません。

○藤井課長 では、今のお話について補足させていただきます。重度訪問介護については確かに計画数よりは下回ってはいるものの、毎年伸びている状況にあるというふうに認識しています。また区市町村の負担に関しましても、今国のほうの基金事業、また地域生活支援事業、そして東京都の独自の事業の中で負担分が軽減できるような措置をとっておりますので、その基金事業については今年度いっぱいということですので、国には区市町村が支給決定の実態に応じた負担をしていただくように提案要求を行っているところなんです。

- 中西委員 芦田さんからコメントいただけますか。
- 芦田部長 もともと東京都は、ホームヘルプの長時間サービスについては歴史的にどうか、非常に重度障害者の地域支援を支える基幹的なサービスということで提供してきたところで、資料にもありますように平均でも今時間数が281.6ということで、これも全国的に言えば非常に高い水準を維持しているという状況でございます。確かに国が自立支援法で義務的経費にしたかわりに国庫負担基準を導入したことによって、当初区市町村の超過負担が生じていたわけですが、現在は基金事業と地域生活支援事業によって国の2分の1負担というのが維持されていますので、現在は財源の問題によって区市町村がサービスを抑制するということは今はないんですが、基金事業が今年度までということなので、来年度以降についてやはり国が基金事業を維持するか、あるいは本来の2分の1を国がきちんと払うかどうかということが、これが非常に今後の東京都のサービス提供によっても非常に大きな要素になると思いますので、国に対してはきちんと区市町村がサービス提供した分の2分の1を負担するようということで引き続き強く要請をしているところです。
- 中西委員 ぜひ、お願いします。特に地域支援事業のお金というのは一番国も削りやすいところのようなので、今後同行援護が個別給付に変わるとともに、その部分は要らないだろうというふうに削られる可能性があるんで、特にそのところは一般の個別介助に移った分の負担をきちんとやってくれというふうな要望を出しておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 松矢部会長 大塚委員、どうぞ。
- 大塚委員 障害福祉計画に係る実績ということで、一番下の相談支援の計画作成対象ということで、特に21年度の計画が2,929、実績が147、22年度が計画が4,351ですか、今のところ速報値が182という。全国的に計画作成費の対象が少なかったということはあるわけですが、24年度から相談支援を本格的実施ということとともに計画作成費対象を非常に拡大するという国の方針があるようですけれども、東京都といたしましてはこれまでの会議も含めて、そもそも相談支援の計画作成費、だれがつくるか、どういう人を対象にするかということとともに、これだけ計画と実績に乖離があるということをもう一度見直すことによって、新たな今後の計画をどのようにつくるか、どのように考えているかということについていかがでしょうか。
- 三木課長 相談支援にかかる利用者数についてはご指摘のとおり、国がサービス利用計画の作成の対象を非常に厳格にとらえていたということもあって、全国的に見ても確かに2,000人台ぐらいの対象者ではなかったかなと。この傾向は東京都だけではなくて、非常に残念なことではございますが、全国的に低調だったというふうに考えてございます。

それから、委員ご指摘のございましたお話については、24年4月1日以降のいわゆる計画相談支援のサービス利用計画の作成対象を拡大して、また支給決定の前にその案

を作成した上で勘案をするという法改正の内容についてであろうかなと思っております。国におきましては、この対象者については今後3年ほどを経過期間として、全員を対象に基本的に考えているということで、今後は我々といたしましても相談支援に携わる専門員の方の確保ですとか事業者の指定等、非常に大きな課題がある、基盤整備の面で非常に大きな課題があるなというふうに考えてございます。いずれにしましても、こちらの整備につきましては、都といたしましても最大限の努力をしていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○大塚委員 1点だけ。おっしゃるとおりで、多分サービス利用計画作成費のことは相談支援専門員という民間の方が主に市区町村に相談をすることによって、その作成費をいただくということなんで、多分東京都の相談支援そのものにかかわること、例えば市区町村の窓口で行う相談については、これは作成計画費や市町村みずからやらないわけですから当然伸びないということで、その相談支援体制そのものをどう考えるかということにも大きく関係してくることだと思います。

○松矢部会長 とても重要な問題で、今期しっかり考えていかなければいけないところでございます。

○古田委員 この後の資料6にも関係するんですけども、訪問系サービスで行動援護と移動支援ですけども、ショートステイに同時に使うことはできないんですね。緊急時に親が病気とか、緊急のときに移動支援や行動援護を使うことができないので、ショートステイに行くことができないということがあります。この数字には乗ってこないのですが、本当に緊急で困っているときに利用できないという状況がございまして、そういった緊急時のみ何か後から証明、緊急であったということを証明できるようなものを持っていけばとか何か二つのサービスを利用できるというようなことができないでしょうか。

○藤井課長 これは制度上の問題だと思いますので、ご意見として承りたいと思います。移動支援については、各区市町村によって柔軟な取り扱いをされているところもあるやに聞いております。

○松矢部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

笹川委員、どうぞ。

○笹川委員 視覚障害者の場合はほとんど在宅で生活しているわけで、そうなりますと一番関係があるのは、これまでの地域生活支援事業であります。平成18年10月から施行されてきていますけれども、当時から大変大きな問題になっているのは、各自治体間の地域格差でございまして。その格差をなくすよということ、私どもとしては常に要求してきているわけですけども、なかなかその格差がなくなる。それから、移動支援だけではなくて日常生活用具の給付についても、これも各自治体の判断ということになっていまして、そういう面で非常に地域格差があります。その辺を改善しない

と同じ都民でありながら平等のサービスが受けられない。こういうことがあるわけで、この辺について東京都が今後どう対応されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

就労問題について、また後ほど発言したいと思います。

○藤井課長 地域生活支援事業において、今お話のあった移動支援事業ですとか日常生活用具の給付事業については、確かに自治体ごとにそれぞれ独自のやり方で行われている部分があるかと思いますが。これは地域生活支援事業の趣旨に沿って言えば、やはり地域ごとに必要なサービスを提供するという意味で差が出てくることもあるのかなというふうには思っておりますけれども、それにいたしましても障害者の方の生活を支えていく重要な事業ですので、必要なサービスを受けられるようにという話は区市町村に伝えていきたいと思います。

○松矢部会長 地域格差ということも非常に重要な観点なので、全体で審議を深めていきたいと思っておりますけれども。

ほかにどうでしょうか。

○中西委員 会議の進め方について、ちょっと始まる前にお話ししたいと思うんですけど。推進会議本体のほうではちょっとお願いもしたんですけど、この地域生活の問題はかなり分野ごとに専門的な内容が含まれて、議論を数回の会議だけでやり終えるのは少し無理があるかと思うんですけど、もうちょっとワーキングチームなんかをつくって在宅の施設から地域移行をどうやってやっていくのかとかいう具体的な方策について話し合える場というのをつくれないんでしょうか。我々、会議費用が必要だというのであれば手弁当でもいいんですけど。もうちょっと今後3年間の計画がこの数回だけの会議で決められてしまうというのも、この総合福祉法ができる途上でもあり、これまで特に東京都は施設地域移行が進んでこなかったという問題があるんで、当該施設の問題も解決していませんし、真剣に取り組んでいかないと難しいのではないかなというふうに思いますが。座長のご意見を伺いたいと思います。

○松矢部会長 中西委員のご意見、前回もそれを拝聴しているんですけども、かなりこの委員の先生方が大変お忙しいということで、そのまた下にそういう専門委員会をつくるということは、この期間的に考えるとなかなか難しいというふうに感じているんですね。ですから、何か恒常的な民間の各期の実績を評価していけるようなそういうものを恒常的につくるならば、やっぱりそういう委員会をそれ自身検討するような委員会をつくっていただかないと実質的に動かないというふうに思うんです。ですから、今回、副座長を2人つけていただいたので、進行については少し協議しながら進めていくことができるかと思うんですが、その点検・評価ということについてはもう少し深めてみる必要があるのかなというふうには思っております。

ただ、この場で今期、そういう体制をとれるかということ、私自身の判断だとかなり時間的に難しいかなというふうに思うので、なるべく委員の皆様方がそういった地域状況についていろいろ資料を上げていただいて、それを全体で吟味していくということ

していきたいなというふうに思うんです。

私自身はやっぱり、これは個人の考え方ですけど、やはり東京都が圏域的な考え方とっておりませんから、やはり市町村部分ではなかなかそういう格差ということではうまく対処できていけないというところもあると思うんです。そういう意味の圏域でしたらその圏域ごとで自立支援協議会が動いて、かなり実質的なサービスの量・質ということを点検できるんですけども、東京の場合、やはりそれがなかなかこういうふうに区・市で出していただいてもなかなか中身がつかめないというところがありますので、そういったところはやはり各障害者団体、当事者団体等で全体の状況を把握しながらひとつ進めていっていただかなきゃならないんじゃないかと。あるいはその事業者だったら、そういう連絡協議会の中でそういった点検をやっていただいて、ここに出してもらおうという形でないとなかなかできないのかなと。ですから、かなり東京都における福祉全体のシステムにもかかわることだと思うんです、点検・評価というのは。ですから、そういう観点で何か今後の障害者施策の均質的な質・量の格差をなくしていくというような観点で何かいいことができればというふうには思っております。今回は副座長二人おりますので、そういった問題については少し整理をしながら提言部分に何か入れていければというふうに思っておりますけれども。

○中西委員 一言いいですか。例えば国の制度改革会議なんかは各委員にペーパーを提出させているわけですけど、地域生活のところでは委員にペーパー提出を要求して、その中から出てくるニーズから拾い上げていくとか、やりようはあると思うんですよ。特に僕はこの3か年計画というのは具体的に物事を進めていくのにはショートタイム過ぎてできなくて、やっぱり10カ年戦略ぐらいのことを考えないと地域移行はできないんですね。それで、もうちょっとそういうコンセプトペーパー的なのを皆さんに出してもらって、皆さんそれだけの能力を持っていらっしゃると思うんで、それを地域生活支援とか就労の問題とかそれぞれ分けて委員にお願いするなり提出させて、もうちょっと議論の足りないところを覆うようなことを考えてはどうでしょうか。ちょっと事務局と調整していただいて、可能であれば芦田さんにも意見をいただければと思います。

○芦田部長 先ほど松矢部会長おっしゃったとおり、なかなかスケジュールがタイトですので、さらにワーキングチーム等をつくるというのはなかなか難しいかなというふうに事務局でも思っております。ただ、今、中西委員おっしゃられたように、各委員の方から具体的なテーマに沿って、次回、その次ぐらいまでずっと審議事項をある程度お示ししておりますので、ぜひ、各委員のほうからそれぞれの地域で活動されている中での問題意識等をぜひペーパーで出していただいて、それをもとに議論をするという形も非常に事務局から一方的に資料を出すだけじゃなくて、そういうこともあっていいのではないかと私は思っておりますので、その辺あたりはまた部会長とよくご相談をさせていただきたいと思っております。

○中西委員 ありがとうございます。

○松矢部会長 どうでしょうか。ほかにももう一、二あれば45分まで質疑を続けたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいですか、次に移って。

では、宮本委員、どうぞ。

○宮本（め）委員 今のに関連して、私、精神科のほうの地域移行をやっているんですけども、次回そういうふうなことで出させていただくというのでも構わないということですか。

○松矢部会長 結構でございます。むしろそれは大歓迎なので、次は少し時間が29日はありますので、なるべくそれも直前だとまずいので、情報提供のシステムとしてはなるべく早くという、1週間前ぐらいには出していただきたいなと思いますが、ぜひそういうふうに各委員の方々のご努力をお願いしたいと思うんです。そういうのがあれば、もっとここでは必要なところに重点を置いた議論ができると思いますので、ぜひお願いいたします。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 短期入所の件なんですけれども、例えばうちの施設なんかにおいても短期入所、相当数断っているんですよ。短期入所の今ここにある表のように、ただ定員が幾つあるというだけでは実態がつかめませんで、うちなんかは先ほど日中一時の話もさせていただきましたが、短期入所はだめだけど日中一時ならいいよとかという形で受けてみたりとか、いろんな形で受けてりするんですが、それでも相当数お断りをしています。ですから、定員数もちろん大事なんですけど、なかなかその調査は難しいというふうには思うんですが、各施設やその事業体の中でどのくらいの申し込みがあり、そして何%ぐらい断っているのかというあたりで、もう少し短期入所のニーズというものが、日中一時も含めてですけれども、ニーズが出てくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、調査をどういうふうにしたらいいかという、そこまでちょっとわかりませんが、一応そういうふうなところも大事なんじゃないのか。数字だけで、定員数だけでははかれないものが短期入所なんかは特にあると思います。

○松矢部会長 そういったところは各事業体のところで連絡協議会もあるので、ぜひそういったところで詰めたものをこういった場合に出していただくとありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8時までにここは終了しなきゃならないようですので、後半のほうに入りたいと思います。資料6の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン、資料7の新体制サービスへの移行状況、資料8、9の重症心身障害児（者）支援の関係について、もちろん時間がありましたら資料5以前も含めて総括的な内容でも結構なんですけど、よろしくご意見等お願いいたします。

○岩城委員 重症心身障害児（者）を守る会の岩城でございます。東京都におかれましては、このページでいきますと重症心身障害児施設等設置状況からずっと続いて重症心身障害という、やはりまだ皆さんにご理解がいていないところを文字で文言できちっと

あらわしていただいて、これはやっぱりまず障害の特性ということをご理解いただいて大変感謝しております。

先ほどのところにも、いわゆる訪問サービス等の量と利用者のところにもありましたが、短期入所等でやはりしばしば不足のことを耳にいたします。それから、知的障害の重い方たちのほうがむしろ短期入所はとりにくいという。ただ、この実績を見てみますと数では確実にふえている。ですから、やはり利用者の方が上手にだんだん使うようになっているんだと思うんです。

私どもはやっぱり自立支援法になるもっと前、支援費のときから三障害一元化ということで重症心身障害という、もうこの言葉自体がなくなるんじゃないかと大変心配しておりました。でも、このところ、やはりきちっと東京都のほうでとらえていただいて大変感謝申し上げます。

今、私どもはやっぱり短期入所が足りないとか、それからいわゆる施設から地域へ移行するという、この問題につきましては、先般も申し上げましたように、やはり重症心身障害はどうしても医療的ケアを非常に伴っております。それから、見かけは常に医療的ケアが必要でなくても、ちょっとしたことでもうそういう医療的ケアが必要になっていく。しかも、本人が外に対して親にさえも自己の危険性であるとか、それから体の状態を訴える力を持っていない。そのために、やはりこの特性ということがとても私たちは重要視してまいりました。そこで、やはりこの施設ということはなくてはならない私どものとりでの一つようになっております。そういうことに関しましては、大変都におかれましては理解をしていただいている。私たち自身もいろんな不足はあっても、やはりそれを私たちが上手に使いこなしていく制度でなければいけないということも思っております。本当にその点ではこのこと、こちらが一つ不足というのではなくて本当に感謝申し上げます。どうぞこのご理解を続けていっていただきたいと思っております。

○松矢部会長　ほかにいかがでしょうか。

○小金澤委員　資料7の新体系サービスへの移行状況というページで、一番下に精神障害があるんですけども、他の身体障害・知的障害に比べて移行率が一段低いんですよ。これはどのような理由でこのようになっているのでしょうか。資料7です。

○野原課長　精神の方の場合、特に就労等の日中活動系ですと生活訓練、通所授産、小規模通所授産などがありますけれども、旧法施設の利用者の方は医療と結びついており、新体系の就労Aや就労Bなどにおける継続的な作業に適応しにくく「居場所」に通うことで精一杯である場合も多い。施設の事業が利用者の方の適性と能力について必ずしも新体系に合致しないこともあって移行がしにくいというお話は聞いたことがあります。

我々も旧法施設と調整はしており、今年は新体系に移行したいという相談もいただいているし、今後、各区市町村や施設と調整しながら進めていきます。利用者の方の病状や障害の度合いに応じて必要なケアも考えていきたいと思っております。

○松矢部会長 ほかにどうでしょうか。

○笹川委員 視覚障害者の就労問題ですけれども、最近、障害者全体の就業率というのはおかげさまで徐々に上がってきております。ただ、その内容が私どもには十分確認ができません。そこで、特に身体障害者の就業、雇用の状況をできれば年度ごとに同じ身体障害者の中でも視覚・聴覚・肢体・内部というふうにありますから、具体的にその数字をデータを出していただければ大変ありがたいと思います。

それからもう一点は、東京都で障害者の雇用ということで別枠採用を毎年行っておられますけれども、視覚障害者に関しましては活字が読める程度という制約があります。そういうことになりますと全盲の者は全く道が開けないということで、最近はかなりコンピューターの技術者もふえてきておりますので、その視覚の状況によって採用を左右するというような、そういう仕組みをぜひ改めていただきたいんですが、その辺、都のほうのお考えを聞かせていただきたいと。

○野原課長 視覚についてでございます。まず、東京都の障害者の雇用でございますけれども、身体障害については身体障害の枠の採用試験もでございますけれども、視覚については対応しておりません。点字等、人事委員会のほうにご意見を伝えてまいります。

資料については、こちらのほうで調べた上で作成をしたいと思っております。

○笹川委員 その資料ですけれども、別に東京都の職員に限ってじゃなくて、一般の雇用状況ですね。これは年々向上していますので、その中身がちょっと知りたいということなんです。

○野原課長 調べさせていただきます。

○松矢部会長 それでは、北澤委員、どうぞ。

○北澤委員 資料6の三つの柱がございます。地域居住の場の整備、日中活動の場の整備、そして在宅サービスの充実と。これは当然のことながら、先ほどの討論の中にあつた資料4の三つとの関係になるわけですが、この3点については非常に重要視していただいて、さらにこれが伸びていくような環境をつくっていただきたい。

それは、その下に出ています例のような形のことが、より東京都として独自に援助していくのが重要と考えます。どうも国の制度が進んでくると都のいわゆる独自のものが減っていくというような傾向があるやに聞きますので、都の独自施策も後退させないでいただきたい。資料4に出ている3点をどう推進していくかというところにかかっていると考えます。先ほどの中西委員のご指摘のとおり地域移行がなかなか進んでいない状況があると思います。この課題に関わって必ず言われることはどっちが先かというような話になってしまいますが、例えば1番目の地域居住の場の整備が進んでいないから、なかなか入所施設から地域に戻ってこれないのだとの話にどうしてもいつも繰り返されてしまうこととなりますので、この3点については非常に強く押していただきたいとご要望を申し上げたいと思います。

それでちょっと気になりますのはショートステイ、短期入所のことです。先ほどの資料4のグラフを見ても、なかなか正直言って進んでいない。そして、先ほどの山下委員のご発言があったような、いろいろな実態に違いがあるというお話がありました。すなわち、入所施設へつないでいくためにショートステイを利用しているという実態があると思います。それと、本当に家族での介護が非常に厳しいときに利用できているのかどうかという、この辺の内容についてはきちっと分けて、考えていかないと、いつまでたっても全部くるんだ形の話になってくるとちょっと厳しいのかなということを感じております。短期入所が従来までの例えば重症心身であれば重症心身障害児施設、そして知的であれば知的障害者の施設、入所施設に拘泥されていた部分があります。地域の日中活動の事業所においても、ショートステイがやれるような人の手当て、それから設備への補助金、こういったものがないとなかなかショートステイは伸びていかないだろうと。ここところが充実してくれば家族との生活も安定してくるといふ部分が必ずあるだろうというふうに思います。

以上です。

○松矢部会長 とても重要な点だと思うので、そういう各委員の先生方で実際にそういう一つ一つのサービスの中身を見ると大分違うわけで、地域生活推進というようところがこれからやはり一番大きいところなので、今期そういったことを深めていければと思いますけれども。

○藤井課長 短期入所について今のご意見をいただきまして、確かに数としては計画どおりの伸びとはなっておりませんが、少しずつはふえている状況にあります。自立支援法になって少し状況が変わってきたのは、今おっしゃられたとおり、これまで例えば知的障害者の入所施設に併設という形が多かったんですけれども、最近の整備の状況を見ますと例えばグループホーム、ケアホームなどに併設、またショートステイの単独型の施設なども少しずつですが、出てきている状況がございます。

ただ、逆にグループホーム、ケアホーム併設の場合は、例えば1施設に1床しか整備できないなどの問題がありまして、やや数としては伸び悩んでいる状況かなというふうに思います。身近な地域にショートステイの整備を進めることで今後の地域生活のために必要な施設として今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○古田委員 今のグループホームについてですが、やはりグループホームの設立が困難になっているところもあると思います。つくろうと思えばと地域の方の認印が必要ということがあったりして、なかなか反対運動というか、反対の声が多くて進むことができない。あるいはその土地を確保しても建設までいかないということもあろうと思っておりますので、こういう点で例えば都の休眠施設とか、あるいは都営住宅とか、そういったところに使わせていただくとか開設するとかできないでしょうか。

以上です。

- 松矢部会長 これは今までの実績等もあるので、ちょっと事務局のほうから。
- 橋本委員 すみません、ちょっと戻ってしまうんですが、5ページの分の身体等知的の分で、これが数字が一緒になっているのもちょっと何か、もう少し身体は身体、知的は知的で分けて出していただくのもそうですし……。
- 松矢部会長 資料5の3ページ、平成22年度末……。
- 橋本委員 22年度末のこれが一緒に。地域生活基盤整備状況のグループホーム・ケアホームのこの数字と一緒に、身体と知的と一緒にになっているということなので、これがどうしてなんでしようかということ。
- 松矢部会長 よろしいですか。お願いします。
- 赤木課長 私のほうからグループホームの整備についてご説明申し上げます。なかなか都内においては、こうしたまとまった土地がないですとか、あるいはそうしたアパート等を確保するのが難しいという状況がございます。そのため、東京都でも使わなくなった公有地を活用して福祉施設を整備していくということで、そうした要綱をつくりまして15年度から進めてございます。その中にはグループホーム、あるいはケアホーム等の整備する項目として含まれております。ちょうど今も世田谷区で都営住宅の跡地を使った整備を区と相談をしながら進めているところでございます。また、そうした土地がありましたら、今後も地元の区や市町村と相談をして整備を進めていく考えでございます。
- 松矢部会長 橋本委員のことをちょっとお答え願いたいんですが、これ技術的なことだと思うんですけど。
- 三木課長 部会長のコメントをいただきましたとおり、橋本委員のおっしゃることも非常によくわかります。障害の種別ごとにデータがあると、より一層わかりやすいというご意見だったと思います。ただ、こちらのデータにつきましては皆様ご存じのように、障害者自立支援法のサービス提供の実態でございますので、申しわけございません、三障害が共通一元化された上でのデータになってございまして、大変貴重なご指摘ではございますが、ちょっと内訳のほうを区分するというのが難しい状況でございます。ただ、重度訪問介護はご存じのように身体障害、つまり肢体不自由な方ですね。こちらの方が対象になっているというような、そういうこともございますので、その辺のところもあわせてご理解いただければと思っております。申しわけございません。
- 山口課長 補足ですが、都営住宅については建てかえのときに都市整備局のほうから地元の区、もしくは市町村のほうに必ず福祉施設の利用について意向を聞くというような仕組みができておまして、それによりまして都市整備局として都営住宅建てかえに当たって福祉施設をつくるという区の意向、市の意向があれば、地域開発要綱に基づきまして福祉施設の設置、グループホームやケアホームも含めて対応がとれるというような仕組みになってございます。

それから、今のグループホーム・ケアホームの数値でございますが、この資料5の重

度身体障害者グループホームの中野区の欄を除けば、この身体・知的のグループホーム・ケアホームの数字というのは、ほとんど知的というふうにご理解いただいてよろしいと思いますので、この資料についてはほぼ知的の部分、身体はごく一部とご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○松矢部会長 ありがとうございます。

○山下委員 資料7の新体系サービス移行なんですけど、現状のところは載っておりますけれども、一応23年度末までに移行するというふうにご国の方で決まっていたと思うんですけど、完全移行の見通しが立っているのか。

それから、特に先ほどの質問の中でもありましたけれども、精神のほうは移行できていないというようなところで、先ほどの基金事業の話もありましたけれども、今年度末で基金事業が終わってしまうと90%保障がなくなってしまうというようなところがございます、これからの3か年計画の中で東京都の中でその辺を少し考えていただけるのかどうか分かりませんが、特に授産施設がB型事業等に移行いたしますと今までの7.5対1というようなところがあったんですけど、それが10対1なんです。職員配置基準がB型に移行すると。ということで、なかなか移行が難しい。それで、各施設がそれがいいかどうか分かりませんが、一部分を生活介護事業に振りかえて、職員をそのまま確保しながら現状のサービスを続けていくというような移行の形態なんかも努力しているという、努力と言っていいのかわからないんですけど、そういう状況もあったりするんです。今後、次の24年、特に移行していない施設にとっては、移行してしまえばそれなりに動いていくんですけど、不安感を持っているところで基金事業がどうなるかわからないという中で、もし、基金がなくなったときには東京都で何らかの対応をして考えてくださるか計画の中で考えて、もちろん国の方で基金を積んでいただければもちろんそのまま使えていけるとは思うんですけど、その辺の説明をしながらの移行を推進するというか、そういう部分について何かお考えがあるかどうかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○芦田部長 新体系の移行につきましては、法内施設については今年度中に新体系に移行というのはもう義務となっているということで、法内施設についてはいろいろ状況は聞いておりますけれども、今年度中にはすべての施設が新体系に移行するものというふうにご考えております。

それから、基金の9割保障の問題については、これは来年度基金がどうなるか、あるいはそれにかわる制度が国で創設されるのかどうかというのはまだ全くわからないところなんですけど、基本的には国の制度ができないからといって東京都が肩がわりするということは、それは考えておりません。ただ、今、通所施設の例がございましたけれども、通所施設についてはサービス推進費で一定の国の給付費に加えて、努力・実績加算というような形で東京都が求める水準を維持するための加算を出しておりますし、法外から

法内へ移行した新体系の施設についても包括補助で区市町村に対して上乘せをしておりますので、そういった中で都としては対応していきたいというふうに考えております。

○笹生委員 私も資料7の新体系サービスへの移行状況というもので、非常に個別的な問題で申しわけないんですけども、知的障害者通勤寮、これまでの歴史的な有効性は証明されていると思うんですが、全国的に見てもかなり移行率が一番低いという中で障害者自立支援法に非常になじまない特殊な施設なのかなという気はしているんですけども、東京でも現在6カ所がゼロ%ということの中で、これからどういうふうに新体系に移行されていくということを考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○嶋田課長 通勤寮についてでございますけれども、都立で6施設ございます。通勤寮につきましましては、平成23年度末ぎりぎりまで旧体系で運営をいたしまして、24年から新体系に移行する予定でございます。その際には、これまでの都立の障害者通勤寮としてのサービスを維持するような形で新体系宿泊型自立訓練に移行する予定でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○橋本委員 私もまだ今お話続いている通勤寮のお話なんですけれども、新事業形態のことでもあるんですが、そういう具体的なお話というのはいつごろいただけるんですか。私たちがやっぱりその当事者、通勤寮にいる人間なんですよね。そこで生活をし、そこがあるので、そこにまた相談支援にも行ける。また立場が変わったらもうだめだよと言われてしまうと行き場がなくなってしまう現実もあるわけですので、今いる者たちがどういうふうになってしまうのかというのを、具体的にはいつごろお示しいただけるのでしょうか。

○嶋田課長 新体系移行につきましましては、通勤寮は今都立ですので、指定管理という形で運営を各法人さんをお願いしているところです。それで、指定管理のほうが平成23年度、今年度から3年間というお約束で指定管理をお願いしております。その中でもう既に昨年度、要綱を都のほうでつくりまして、こういう形で運営してくださいというのを法人さんにお示ししています。その中で、24年度からは宿泊型自立訓練という新体系のサービスでということをお願いして、ご了解いただいているところでございます。

以上です。

○松矢部会長 よろしいでしょうか。

(なし)

○松矢部会長 それでは、まだ次に幾つか案件がございますので、少し移らせていただきたいと思います。議題の(3)に入る前に、(4)その他に当たる内容について事務局からちょっと説明をお願いいたします。

○山口課長 2点ございます。

まず1点目でございますが、第1回の7月19日の総会におきまして、山下委員のほうからご意見がございました千葉県立鴨川青年の家への福祉職員の派遣につきまして、

現地の状況を含め確認してまいりましたので、赤木居住支援課長のほうからご報告をさせていただきますと思います。

- 赤木課長 7月14日の推進協議会でも報告をいたしましたとおり、都は福島県からの要請に基づいて千葉県立鴨川青年の家の職員派遣を行ってございます。また7月18日にちょうど都から派遣をしている職員の交代がございましたので、その交代にあわせて視察に行つてまいりましたので、その状況をご報告申し上げます。

まず、利用者の状況です。全体の状況ですが、利用者の方々約280名いらっしゃいますけれども、皆さん明るく元気な表情をされておりました。食事については、施設に階段があるために移動が困難な方がいらっしゃいまして、そうした少数の方を除いては、ほぼ全員が大食堂に集まって、皆さんが一斉に食事をとられるということでございました。施設面でのそうした活動制限はございますけれども、ちょうど視察をした際にもマイクロバスを使って外出をする方、そうした方たちのグループがありました。また一昨日、23日土曜日でございますが、施設で夏祭りを開催をしたということで、その際にはバンドや模擬店も出店をしたということでございます。少しずつそうした意味で活動の場が範囲が広がっていくと思っております。

また、次に物資の状況でございます。先週訪問いたしました、その際も特に不足をしているという物資は見受けられませんでした。ただ、先ほども申しましたが、280名の利用者の方がいらして、そのための洗濯量がかなり多いということで、6月初めに東京都の千葉福祉園から洗濯機を1台お貸しをしてございます。東京都から派遣している職員の中でも、ほぼ専属で洗濯を行っているという職員もございます。

今後の見通しですが、まだいつ福島県に帰れるのか具体的な日程は決まっていないという状況です。しかしながら、鴨川青年の家に避難している皆さんが福島県に帰れる日まで都内の施設の皆様のご協力をいただきながら、都としてできる限りの支援を継続をしていきたいと考えております。

鴨川青年の家の報告は以上です。

- 山口課長 続きまして2点目でございますが、障害者自立支援法の改正法の一部施行が本年10月から同行援護サービスについて創設されます。第1回の総会におきまして、笹川委員からもご意見をいただいておりますので、この同行援護の制度の周知状況につきまして、藤井自立生活支援課長からご説明いたします。
- 藤井課長 それでは参考資料6、クリップどめをしてある資料の一番下になりますが、同行援護創設に伴う東京都の対応（平成23年7月22日現在）という資料をごらんいただきたいと思っております。これに関しましては、時系列に都の対応を示させていただきます。

まず、平成22年12月に、改正障害者自立支援法が公布されまして、それから間もなく、まずは現行の移動支援事業の実態を調査する必要があるということで、12月の末から1月にかけて区市町村に対しまして調査を実施いたしました。

また、あわせて2月7日には国に対しまして円滑な施行について緊急提案を実施、これは同行援護だけの話ではなく今回の改正全般に関してのことですけれども、この時点では、まず早期に内容を明らかにしてほしいということを中心に国に緊急提案を実施したところです。その後、2月22日に国の課長会議、その後25日、区市町村説明会を実施いたしました。

また、12月末から1月に行った調査の結果を踏まえまして、3月8日に移動支援事業の同行援護の施行について、国に個別の要望を行いました。この中では、例えば従前の利用者が引き続きサービスを利用できるようにですとか従業者の資格について、また国庫負担について区市町村に超過負担が生じないようになどについて要望させていただいております。また、そうした状況について4月の課長会で情報提供をいたしました。

少し国の当初の予定からおくれまして、6月20日に同行援護の施行案の提示が国からありまして、その後30日に厚生労働省の課長会がありました。7月にはそれに沿って区市町村の説明会を実施するとともに、また区や市や町村の課長会で情報提供いたしました。また、同行援護の事業者の指定につきましては東京都の仕事になりますので、これに関しまして7月13日に居宅介護事業所に申請案内通知を送付しました。また、移動支援事業所で居宅介護の指定をとっていないところに関しましては、区市町村に協力を依頼して周知を図っているところです。

今後の対応ですけれども、区市町村のほうでも今後徐々に制度についての周知を図っていくということですが、東京都といたしましても広報東京都ですとか、その他福祉保健局の広報媒体において、この同行援護の創設について周知を図っていきたいと考えております。

説明については以上です。

- 松矢部会長 よろしいでしょうか。
- 笹川委員 まだ省令が出ていない状況ですから具体的にということとは難しいかと思うんですが、とにかくあと2カ月ちょっとしかないわけですね。その間で利用者にご徹底してその内容を紹介するのか。今、広報東京都というお話がありましたけれども、それは8月号ですか、9月号ですか。
- 藤井課長 広報東京都での周知については、恐らく10月号。ですから、制度開始の直前になってしまうと思うんですが、個別の周知については区市町村のほうで現在移動支援を利用されている方について、同行援護のサービスに移行していただく必要がありますので、個別の対応については区市町村のほうできちんとやっていくということを区市町村のほうからは聞いております。
- 笹川委員 時間に制約があることはわかるんですけれども、10月1日から施行するのに10月1日に広報に載せるということはちょっと問題があるんじゃないでしょうか。せめて9月1日ぐらいには載せられないのでしょうか。

○藤井課長 広報東京都自体は、申しわけないんですけれども、スケジュール的に10月になってしまうかと思うんですけれども、そのほかのホームページですとか福祉保健局の広報紙の中で周知を図っていただければと思います。

○笹川委員 最近ホームページというのをしきりに言われますけれども、視覚障害者の実態として本当にホームページが読める、聞ける者というのは本当に限られているんですね。ですから、一番周知徹底するのはやはり広報なんですけれども、各市町村で周知を図っているということなんですけれども、実態としてはそれほど内容が紹介されていないんですね。

昨日も実は多摩ブロックで会合がありまして、もう大変な参加者でした。会場に入り切れないぐらい。それぐらいやはり皆さん不安を抱いているんですね。ですから、何とか方法を講じていただかないと、せっかく制度がスタートしても利用できない、そういう結果になるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○藤井課長 確かに現時点では、まだ区市町村のほうでも個別の周知を図っているところは少ないというふうに聞いています。何しろ制度自体がはっきりしてきたのがついこの前ということになりますので、区市町村もこれから個別に働きかけていく。今もう既に移動支援というサービスを利用されている方で現状は把握しておりますので、そういった中で個別に対応していくというふうに聞いております。

○松矢部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題のほうに、(3)のほうに移りたいと思います。第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方(骨子案)について、事務局のほうにお願いしたいと思います。

○山口課長 資料10をごらんいただきたいと思います。骨子案でございますが、総会でもお示しをした資料と同じ内容となっております。この骨子案につきましては今後障害者施策推進協議会の意見、区市町村との調整を踏まえて検討していくための素案ということでお示しをするものでございます。第3期の障害福祉計画の策定に向けました東京都の基本的な考え方でございます。

1、計画の性格でございます。ここに書いてございますように、平成24年度から新たな東京都障害者計画及び第3期の東京都障害福祉計画を一体的に策定していくというものでございます。障害者施策に関連いたしました他の東京都の計画との整合も図ってまいります。

2といたしまして、計画期間は24年度から26年度までの3年間でございます。

1枚おめくりいただきまして、基本理念でございます。国の基本指針、国の第3期障害福祉計画の考え方を踏まえまして、東京都の障害福祉計画におきます基本理念につきましては第3期計画におきましても引き続き現行の計画を維持してまいります。具体的には、ここに書いてございます基本理念Ⅰ、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、Ⅱ、障害者が当たり前で働ける社会の実現、Ⅲ、すべての都民がともに暮らす地域

社会の実現というような理念を掲げてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、目標と課題でございます。(1)といたしましては、区市町村によります一元的・総合的なサービス提供体制の整備を図ってまいりたいということでございます。

次のページをおめくりいただきまして、(2)といたしまして施設入所・入院から地域生活への移行促進。このテーマにつきましては、次回8月29日開催予定の第2回の専門部会でこのテーマを具体的に取り扱っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、ページ数が飛びますが、このページの下に書いてございますページの7ページ、(3)日常生活を支えるサポート体制の整備、これについては本日も含めてご議論をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、8ページでございます。(4)就労支援の充実・強化、これにつきましては第3回、9月開催予定の専門部会のテーマとしてご議論いただきたいというふうに考えております。

それから9ページ、(5)サービスを担う人材の養成・確保、それから(6)一体的に策定いたします「東京都障害者計画」として掲載する教育、住宅、バリアフリーなどの分野について、これについては11月ごろ開催予定の第5回の専門部会でテーマとして取り扱っていただきたいというふうに考えてございます。

資料につきましては以上でございます。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見等をお願いいたします。

○船木委員 ページ数で7ページです。(3)の日常生活を支えるサポート体制の整備の中でのイ、障害者施策推進区市町村包括補助事業の件ですけど、先ほど話にありましたように今年度からのサービス推進費がこの事業に組み込まれています。何年かもうたっているわけですけど、かなりの部分がこの事業の中に入って膨らんできていると思います。ということで、都のいろんな事業が見えにくくなっている、そういう嫌いがあるかと思えます。そういった意味で、この包括補助事業について現時点でどういう事業がどういう内容でどういう予算規模で行われているのか、その資料を提示していただきたいと思えます。

以上です。

○藤井課長 今の資料の要求がありました包括補助事業につきましては、次回以降に資料として提出させていただきたいと思えます。

○松矢部会長 29日に出来ますか。

○藤井課長 それまでにつくって出すことは可能だと思います。

○中西委員 5ページの入所施設定員に関する考え方というところで、最後の丸のところに次期計画では、入所待機者数の推移、入所待機者本人の意向と実態、施設入所者本人の意向と実態、児童福祉施設における加齢者の実態などが調査されるということなんで

す。このデータは次回までにいただけますでしょうか。

特に入所待機者とか施設入居者自身のなぜ施設に入らなきゃいけなかったのか、そのとき地域のサービスはどういう状況で地域生活継続はどういう難しい状態にあったのかみたいなことまで含めて調査していただければと思うんですけど、内容についてと日程の問題をお教えいただけませんかでしょうか。

○山口課長 今の中西委員のご質問については、既に区や市でこういった入所待機者数の把握ですとか、それから実際の利用者さんの意向であるとか、その実態を含めた調査を実施しているケースもございまして、必要に応じまして都のほうにも情報提供いただけるということになってございますので、次回の会議開催までに間に合ったものについてはお示しをしていきたいというふうに考えております。

○松矢部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにどうでしょう。

○山下委員 2ページというんですか。基本理念のところなんですが、私たち知的障害者のほうの関係のところが一番問題にしているのは、この自己選択・自己決定をできるための手だてをどういうふうに考えるのか。知的障害の人たちや精神の方々や、もちろん自己決定ができる人がそのまま私はこうしたい、ああしたいということと言われたらいんですけど、先ほどの中西委員の意見とも関連してくると思うんですが、どうやって自己選択・自己決定ができるのか、その仕組みというものが整わないと、論議の中でも考えていただきたいんですが、難しいだろうということで、私たちは意思決定支援というような形でいろいろ国の推進協議会や基本法のところでも提案をしているところなんですけれども、その辺のところについて、これから東京都は障害者自身が自己選択・自己決定していく仕組みについてどういうふうに考えていくのかというようなことが、もし、基本的なところが考えておられれば教えていただければありがたいと思います。

○山口課長 今の山下委員からご質問がございましたような自己選択・自己決定につきましては、この本専門部会でもご議論いただければというふうに考えておりますし、都としても権利擁護の視点も含めて、国においても障害者基本法やその他の差別禁止取り扱いの法令等についても検討されていると聞いておりますので、そういった動向も注視し、今後そういった状況を踏まえ都としての対応も適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

○松矢部会長 かなり基本的なところなんですけれども、ほかにどうでしょうか。

大塚委員。

○大塚委員 4ページの施設入所・入院から地域生活への移行促進、この辺は次回ですか、詳しく検討するということですので、そのときの検討事項だと思いますけれども、点線の四角の2番目の国、第3期障害福祉計画の考え方ということで、平成26年度末に平成17年10月1日時点より3割以上を地域生活へ移行とか、あるいはその次の丸については1割以上削減ということで、地域移行を進めるとともに新たな入ってくる人につ

いても削減するという、施設そのものを小さく、利用する方を少なくしていこうという考え方だと思うんですけども、その観点からいくと東京都は地域生活支援型入所施設という考え方によってちょっと違う方向へ行っていると。それぞれの実情があると思いますので、私自身はどのようにしてこの地域生活支援型入所施設というものが必要かということの経過がわからないので、次回でいいんですけど、説明していただければと思っています。私は個人的には地域生活支援型総合相談支援センターが必要だと思っていますし、なぜ入所施設にしたのかということも含めてご説明していただければと思います。

○松矢部会長 次回でいいですか。

○大塚委員 はい、いいです。

○松矢部会長 次回は、先ほども中西委員から出たコンセプトペーパーというのは私も賛成なので、なるべく地域生活移行は大切なので、各委員の方々、1週間前という、これはやはり情報提供支援でそれこそ自己決定にかかわることなので、やっぱり皆さん方の意見があらかじめ委員の方にきちっとわかっていたかというのはやっぱり1週間前ぐらいが最大限の限度だと思うので。そういうことで非常に重要な課題の議論ですので、ぜひ、各委員とも現在所有しているデータなどに基づいてご提言をしていただけるとありがたいと思います。大塚委員もひとつよろしく願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

○中西委員 やはりこの地域移行のところは今回一番大事だと思うんですけど、我々の経験から知的障害者の方の自己選択・自己決定というのは頭で考えてもだめなんで、具体的に生活体験してもらって自立生活体験が本人がどういうふうな面で困難なのか、どのようにメリットがあるのかというのは体で体験してもらえる体験室のようなことが必要だと思っています。でも、それをやるにつけても相談支援者がちゃんとマンツーマンについていなければ精神の方もそれができないので、相談事業の強化が必要ですし、体験室だけではわからない人にはそのショートステイ的なものがきちんと地域に根づいて、医療的な分まで見れて支援できるというのが知的や発達、精神の重度については必要だと思うので、こういう多様な場を用意しておいてから地域移行を考えないと単に施設から放り出せばいいという話ではないので、そこの整備をきちんと10年ぐらいかけて始められるのがいいかなと思っています。次回、そういう10カ年戦略というのを提出させていただきますので、ぜひそれもベースにして考えていただければと思います。よろしく願いします。

○松矢部会長 どうでしょうか。通勤寮も同じような実績を上げてきたと思うので、ぜひ次回お願いいたします。

○岩城委員 今、障害者の自己決定・自己選択という問題が出ておりましたが、やはり前期のときにも自立というのは、障害者の自立というとらえ方をどうとらえるかということもかなり議論されたと思うんです。やはり私どもの場合でしたら本当に重心ですと自

己決定・自己選択というのはやはり本人には不可能なんです。私どもはやっぱり、かといって子供たちの障害児・者の中にやはり確実に時間の経過の中で発達、それから成長はしているんで、それが実に長い時間をかけてわずかなところ、そのわずかをどういうふうに認めるか、探すかという程度なんです。ですから、私どもは自立支援法にしてもそうですが、この自立、こういう言葉が出たり、それから自己決定・自己選択というときには、やはりもう私たちの子供たちの問題とはちょっとやっぱり少し距離を置いて私たちはとらえるようにしてきました。

例えば自立ということだと、本当に言葉もなく、寝たきりで寝返りも何にもできない、そしてなかなかコミュニケーションもとれない者でも、ずっと言葉がけをしているときにおむつ交換をするときにちょっと腰を上げるようなしぐさをしてくれた、そういうことが本当に自立だと思うんです。

ただ、そういう点では、それだけできたからその本人が障害者としての自立ということではなくて、大変そのあたりは難しいことだと思います。もしそんなことも、また自立の自己決定や、それから選択の中でまた少し議論を深めていただけたらと思います。

○松矢部会長 私も今キャリア教育というようなことが言われて、それが即職業教育というふうに理解される向きがありますが、それは違うと思っております。一人一人がその存在感があって、やはり自分がその存在することで役割を持っているんだと思いますので、やはり自立もそういう広い本質的な意味で我々理解していかなきゃいけないと思っていますので。ただ、やはり総合的なことと一人一人のニーズはこれはあわせていかなきゃいけないので、それが我々の役割だと思いますので、今のご意見しっかり受けとめながら議論を進めていきたいと思っております。

○古田委員 地域移行のことですけれども、これからますます施設からグループホームという時代になっていくと思うんですが、グループホームの中でもグループホームに入ってもその中で世話人の方と相性があったり、あるいはグループホームの中が見えなかったりということがあると思うんです。そういったときに障害者が物が言えなかったり、あるいは言えても伝えることがうまく伝わらなかったりとか、そういった場合にやはり複数の目というのが必要になってくると思うんです。そういった場合、グループホームが単に一つというだけでなく、グループホーム、あるいはケアホームがペアになっていたりすると多くの目、あるいは補助の方の目がたくさん入って、もしその世話人さんとなかなかうまくいかないとしても別な方が入って、その方とうまくいっていくことでコミュニケーションがとりやすくなっていくとか、あるいはその中の運営がやりやすくなっていくとか、そういったこともあると思うんです。

ですから、いろんなところを見学させていただいたんですけれども、グループホーム単独というよりもペアになっていたり、あるいは幾つかがグループ化されているほうが中の活気というかコミュニケーションが障害者だけでなく、ケアしている方たちのほうもいいように思えたんですけれども、そういった面ではいかがなものでしょうか。その

ペアというか、そういったグループ化というか、そういったことについてのお考えとかがいかがでしょうか。

- 松矢部会長 そのことも恐らくこの課題の中に入っていると思いますので。要するにサービスの質ですよね。そういうことで大いに、移行するその地域のまさにそういう生活支援の単位の中でやっぱりきちっと本人たちが自己の確立ができるというのが大切なので、ぜひそういう観点で審議をしていきたいと思いますが。

宮本委員、どうぞ、もしご意見あったら。

- 宮本（め）委員 いえ、いいです。今ので大丈夫です。すみません。

- 松矢部会長 ほかにどうでしょうか。

小川委員がいらっしゃいましたので、副部会長ということで私からご指名いたしましたので、ごあいさつをお願いいたします。

- 小川副部会長 小川でございます。本日は急な会議が入りまして、初回から大変大幅な遅刻をしまして大変申しわけございません。そういうおわびをもって最初のごあいさつにかえさせていただきたいと思いますが、松矢部会長を補佐して、また今年度も頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

- 松矢部会長 では、意見を続けていただきたいと思います。これからの全体的な審議をしていく、きょうはそういう意味でこの全体的な基調にかかわることですので、きょう全部解決するわけではありませんけれども、そういう要望等がありましたらどうぞ。よろしいですか。

少し早く終わるのは理想的なんですけれども、もしそういう、次は地域生活ということがキーワードで29日行われますので、ぜひコンセプトペーパーを各委員の方々に用意していただくというような形で、ぜひ1週間前に出していただくというようなことでお願いできれば29日の審議はより有効に進むかと思っております。そういう形で一つ一つ、その次は就労支援、その次はというふうに課題が決まっておりますので、そういう各タームタームの期間を重視しながら議論を進めていきたいと思いますが、きょうのところはよろしいですか。

橋本委員、どうぞ。

- 橋本委員 きょうの今回の資料なんですが、実は全然もう見ることもできずにこの会議室に入ってきましたので、申しわけないんですが、やっぱり何日か前にいただきたいなと思います。

- 松矢部会長 できれば1週間前ということをしてほしいですね。情報提供支援ということで非常にこの点、これが成り立たないと本当に何のための福祉計画かということになるので、ぜひお願いしたいと思います。

- 北澤委員 国の考え方をきちっと、整理して出していただきたい。それは4ページの第3期障害福祉計画の考え方、2月の課長会議の資料の中の3割以上という、その3割の根拠は何なのか。

それから、その次の入所施設の1割以上という1割というのはどういう根拠を持っているのかという、点について解説がないかどうかを確認していただきたい。こういうものは数字が出てきて一人歩きするが、3割となぜ言っているのか、1割となぜ言っているのか、はっきりしないことがあるので、国の考え方の根拠をお冷えていただきたい。

以上です。

○松矢部会長 その点に関してはまさにそうなんですけど、一方では民間のほうも材料をもって、そういうどういうふうな質と量を提供していくか民間側のやはり推定値もあるのかと思うので、それもあわせてぜひお願いしたいと。各委員のレポートの中にそういう観点があると非常にいいかと思います。

○中西委員 ちょっと時間があるようなので、2点お伺いしたいんですけども。今度の同行援護の一番問題点は2級ヘルパーを持たなきゃいけないということで、今までその資格研修なしのまま使っていた人もいるわけで、これが10月から使えなくなるとその間の移行期間を置いていただかないと研修内容もカリキュラムも決まっていなくてやりようがないんです。そこをもうちょっとダブって同行援護と同時に今の地域生活支援の移動介助を並行してやれる期間を設けてもらいたいということが一つです。

それから、虐待防止センターについて法定化されたので、これはやらなきゃいけないということで区市町村はもう動き始めているわけなんですけど、これについては東京都のほうからはまだ何も出ていないし、東京都は一応これも設置義務があるんでやられることになるかと思いますが、障害福祉課のどこに置かれてどういう構成でやられるか、委員に過半数、障害者を入れていただきたいという要望もありますので、ちょっとこれについて具体的な考えがあれば言っていたらいいかと思います。

○藤井課長 同行援護のほうからお答えさせていただきます。同行援護については、今のところ国が出している従業者の条件としては基本的に居宅介護の従事者の資格がある方で、同行援護の従業者養成研修については、今は確かに研修についても国からまだ発表がないところで、26年9月30日までの間は居宅介護の要件を満たす方については同行援護従事者養成研修を終了した者とみなすという規定がありますので、その中で今後同行援護に関する研修を受講していただくことになろうかと思います。

逆に居宅介護の従業者の要件、つまりヘルパー2級などを持っていない方についてはできれば取っていただきたいということだと思っておりますけれども、そういった方が例えば減算などの対象になって従事できるかどうかについては、まだちょっと国に確認がとれていないので、今後その辺も明らかになってくると思います。

以上です。

○三木課長 虐待防止法につきましては、中西委員がご紹介いただいたとおり、議員立法でかねてからの懸案だった法律が施行されることになったところがございます。施行が来年の10月でございますので、私どもも当然都道府県の義務になっております権利擁護センターの設置について、これから検討していかなくてはならないなと思っております。

す。区市町村とも、ぜひネットワークを組んでやっていきたいと思えます。

それから、当事者のご意見を踏まえてやっていくことについては事業本体、例えば研修を行うとか、そういったこともあわせて実施していく必要があると思えます。その中で、またご意見を伺う機会等を検討させていただければと思っております。

○松矢部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

○松矢部会長 それでは事務局のほうにお返しして、次回以降のことで何かございましたら。

○山口課長 次回の専門部会、第2回でございますが、8月29日の月曜日、午後6時から開催を予定しております。場所については、改めてご連絡を差し上げたいというふうに考えております。

資料につきましては、先ほど部会長からも1週間前までにということございましたので、ご指摘をいただきましたので、1週間前までには発送準備を次回取り組みたいというふうに考えております。

委員の方々からいただくコンセプトの資料につきましては、可能な限りお早くお出しいただけますとありがたいというふうに考えております。

参考資料の1から4につきましては次回も使用いたしますので、机の上に置いたままお帰りいただければというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

(午後7時50分 閉会)